

令和3年度事務事業評価（令和2年度事業）の結果について

大桑村では、効率的な行政運営を進めていくためのひとつの手法として、平成18年度から行政評価制度を導入し、村が実施した事務事業に対し事後評価を行っています。

I 大桑村の行政評価制度

1 事務事業評価の目的

（1）不要・不急事業の見直し

事務事業評価による評価結果は毎年度作成する実施計画、当初予算の参考資料とし、事務事業の整理合理化や廃止等による事業費の削減に繋がります。

（2）説明責任と住民参加

事務事業の目的、内容、成果などをわかりやすく示し、住民に対する説明責任を果たします。これにより、行政運営に対する住民の理解や検証を容易にし、行政情報の共有化を図り住民参画の基盤を整えます。

（3）職員の意識改革

事務事業の目的や位置付け、効果や効率性を職員全体に絶えず意識させ、目標達成意識や人件費を含めたコスト意識を浸透させます。

（4）総合計画の進捗状況把握

すべての事務事業を総合計画の施策体系に結び付けて管理し、総合計画の進捗状況の把握、最終的な評価を行う際の基礎資料として活用します。

2 評価対象事業

令和元年度に実施した全事務事業

3 評価の方法

事務事業評価シートを基に、職員による内部評価と行政評価委員会（住民）による外部評価により総合的に評価します。

（1）行政による内部評価

- 評価シートの作成 …………… ①担当係による現況の検証
②各課長による評価審査
③担当課による今後の方向性の検討
- 評価基準の統一 …………… ①行政評価検討会議による審査・レベリング
- 理事者評価 …………… ①評価シートの内容審査・確認
②今後の方向性の検討・意志決定

（2）住民による外部評価 ……

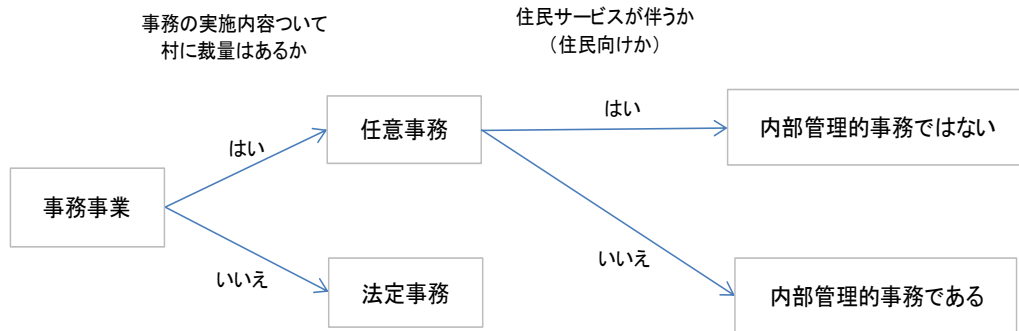
- ①行政評価委員会による審査・総括
- ②内部評価に対する意見提示

4 評価の体制

- （1）行政評価検討会議 …… 総務課長、住民課長、福祉健康課長、産業振興課長、建設水道課長、教育次長
- （2）行政評価委員会 …… 村長推薦（住民7名）

5 事務事業評価シートの記載内容

【事業種類】・・・当該事務事業がどのような性質の事業であるか分類しています。



【事務事業の成果等の分析】（活動指標、成果指標、効率指標）

・・・以下のとおりです。数値化の難しい事業は適宜、文章で記入しても良いこととしています。

〔活動指標〕

事務事業の目的を達成する為にどれだけの活動をしたのかを数値で表します。

〔成果指標〕

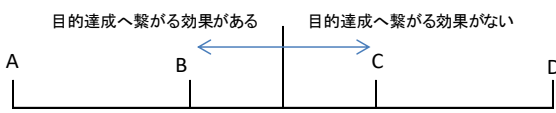
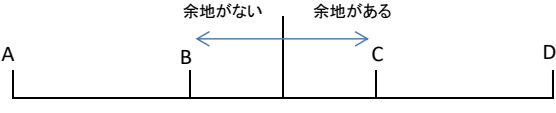
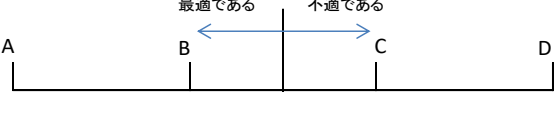
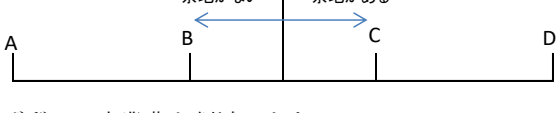
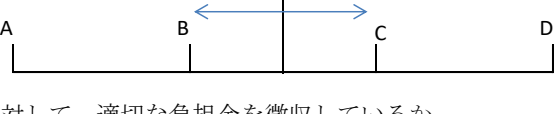
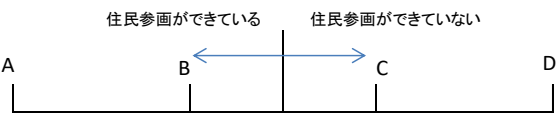
目的に対する成果を端的に数値化します。

〔効率指標〕

「対象者1人当たりの公費投入額」など、特にコストに視点を置いて数値化します。

【評価】・・・妥当性、有効性、効率性、協働性について、項目ごとにA～Dの4段階で自己評価し記載しています。

項 目		評 価 の 視 点
妥当性	行政が関与すべきか	関与したほうがよい ← → 関与しなくてよい A B C D なぜ、この事業を村が行わなければならないのか。 事業をNPOや各種団体等で実施できないか。
	住民ニーズは高いか	ニーズが高い ← → ニーズが低い A B C D 住民に求められている事業であるか。 社会情勢が変化し、事業の必要性が低下していないか。
	目的・対象は妥当か	妥当である ← → 妥当でない A B C D 事業の対象・意図は適切か。 事業の対象・意図に拡大・縮小の余地がないか。

有効性	事業の効果があるか	 廃止・休止した場合、住民生活に多大な影響があるか。
	成果向上の可能性	 成果を向上させる余地があるか。
効率性	手段は最適か	 目的達成のために、他に効率的な方法がないか。
	低コスト・効率化	 成果を下げずに、事業費を削減できないか。
	受益者負担は適切か	 受益者に対して、適切な負担金を徴収しているか。 住民間に不公平感がないか。
協働性	住民参加、説明責任	 計画段階からの住民参画・説明責任は果たされているか。 (さらに) 住民の参加・協力が得られないか。

【今後の方向性】・・・当該事務事業の今後の方向性に関する考え方を示しています。

項目	説明
手段を見直して継続	執行方法を見直しつつ継続する事務事業
現行どおり継続	施策に貢献しており、現状を維持する事務事業
重点・強化・拡大	施策への貢献度が高いため、更に拡大して実施する事務事業
縮小を検討	住民ニーズの低下や村の関与が少なくなったものや、投入コストのわりに成果が低いものなど規模等を縮小して継続する事務事業
休止・廃止を検討	財政事情等を考慮し、一時的に休止する事務事業
	目的達成や他事業との統合等により休止・廃止する事務事業

Ⅱ 結果

1 対象となった事務事業数

189 事業 うち、任意事務（内部・管理的事務） 31 業

任意事務（内部・管理的事務を除く） 76 事業（評価対象事業）

法定事務 82 事業

＊事務事業の一覧は 5 頁から 8 頁をご覧ください。

今回、事務事業評価シートを作成した事業は 189 事業ありました。

うち、村の内部的な事務事業である「任意事務（内部・管理的事務）」は 31 事業、村に事務の実施内容に裁量があり、住民サービス等が伴う事務事業である「任意事務（内部・管理的事務を除く）」は 76 事業、事務の実施内容について法令等で決まっており、村に基本的に裁量がない事務事業である「法定事務」は 82 事業ありました。

2 事務事業別の評価結果

各事業の評価結果については、9 頁から 20 頁をご覧ください。

3 今後の方向性について

今後の方向性	事業数（事業）	構成率（％）
手段を見直して継続	15	19.7
現行どおり継続	59	77.7
重点・強化・拡大	2	2.6
縮小を検討	0	0
休止・廃止を検討	0	0
計	76	100.0

今後の方向性は、「現行どおり継続」が 59 事業（77.7％）で最も多く、次いで「手段を見直して継続」が 15 事業（19.7％）、「重点・強化・拡大」が 2 事業（2.6％）となりました。

令和3年度【令和2年度事業に対する事務事業評価】評価事業一覧

係等	事務事業名	事業種類
総務	1 庁舎管理	任意事務(内部・管理の事務)
	2 文書管理事務	任意事務(内部・管理の事務)
	3 情報公開事務	任意事務(内部・管理の事務)
	4 回覧文書	任意事務(内部・管理の事務)
	5 法制事務	法定事務
	6 公用車管理	任意事務(内部・管理の事務)
	7 特別職報酬等審議会	任意事務(内部・管理の事務)
	8 職員定数・人事管理	任意事務(内部・管理の事務)
	9 会計年度任用職員管理	任意事務(内部・管理の事務)
	10 職員互助会	任意事務(内部・管理の事務)
	11 職員健康管理	任意事務(内部・管理の事務)
	12 職員研修	任意事務(内部・管理の事務)
	13 選挙管理委員会運営	法定事務
	14 選挙事務	法定事務
	15 人事評価事務	法定事務
	16 栄典事務	法定事務
企画	1 景観整備事業	任意事務(内部・管理の事務を除く)
	2 広報広聴事務	任意事務(内部・管理の事務を除く)
	3 地区集会所維持管理費助成金	任意事務(内部・管理の事務を除く)
	4 国内交流事業(海の家利用補助券)	任意事務(内部・管理の事務を除く)
	5 国際交流事業(シェルビービル市)	任意事務(内部・管理の事務を除く)
	6 行政評価	任意事務(内部・管理の事務を除く)
	7 国土強靱化計画	法定事務
	8 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	法定事務
	9 特別定額給付金事業	法定事務
	10 総合計画	法定事務
財政	1 予算編成	法定事務
	2 地方交付税	法定事務
	3 地方財政状況調査(決算統計)	法定事務
	4 公共施設状況調査	法定事務
	5 財政健全化判断比率及び資金不足比率	法定事務
	6 地方公会計(バランスシート)	法定事務
	7 公共施設等総合管理計画	法定事務
	8 電源立地地域対策交付金事業	法定事務
	9 国補正予算関連交付金事業	法定事務
	10 村債管理	法定事務
	11 ふるさと納税事務	法定事務
	12 公有財産台帳	法定事務
	13 村有地管理(貸地、借地)	法定事務
	14 村営駐車場管理	任意事務(内部・管理の事務)
	15 登記事務	法定事務
危機 管理	1 防災行政無線	任意事務(内部・管理の事務を除く)
	2 災害対応訓練	任意事務(内部・管理の事務を除く)
	3 地域防災計画	法定事務
	4 消防団	法定事務
	5 消防施設	任意事務(内部・管理の事務を除く)
	6 防犯事業	任意事務(内部・管理の事務を除く)
	7 交通災害共済業務	任意事務(内部・管理の事務を除く)
	8 交通安全事業	任意事務(内部・管理の事務)
	9 統計事務	法定事務
	10 社会保障・税番号制度事務	法定事務
議会	1 議会運営事務	法定事務
	2 監査事務	法定事務

係等	事務事業名	事業種類
庁舎	1 役場新庁舎の建設	任意事務(内部・管理的事務を除く)
会計	1 収入事務	法定事務
	2 支出事務	法定事務
	3 備品管理事務	任意事務(内部・管理的事務)
	4 源泉徴収票等作成事務	法定事務
	5 決算書作成事務	法定事務
住民	1 戸籍住民基本台帳事務	法定事務
	2 野尻連絡所業務	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	3 須原郵便局業務	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	4 大桑村すこやか子育て応援事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	5 児童手当	法定事務
	6 国民健康保険給付事業	法定事務
	7 後期高齢者医療事務	法定事務
	8 国民年金事務事業	法定事務
	9 コンビニ交付(マイナンバー)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
税務	1 村民税 課税	法定事務
	2 固定資産税 課税	法定事務
	3 軽自動車税 課税	法定事務
	4 村たばこ税 課税	法定事務
	5 村税等収納(期限内納付)	法定事務
	6 村税等滞納整理	法定事務
	7 国民健康保険税 課税	法定事務
	8 税証明・閲覧	法定事務
	9 入湯税 課税	法定事務
生活環境	1 消費者行政	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	2 し尿処理	法定事務
	3 ごみ処理・リサイクル	法定事務
	4 不法投棄防止	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	5 狂犬病予防(畜犬管理及び予防注射)	法定事務
	6 公共交通 3駅切符販売委託事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	7 地域公共交通事業(くわちゃんバス・予約制乗合タクシー)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	8 村営住宅管理	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	9 雇用住宅	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	10 宅地造成(分譲)事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	11 空き家対策	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	12 木造住宅新築等補助金・住宅増改築補助金	任意事務(内部・管理的事務を除く)
福祉	1 介護保険関連事務	法定事務
	2 地域包括支援センター運営	法定事務
	3 地域支援事業	法定事務
	4 高齢者等支援(①温泉・②要援護高齢者等タクシー券・③福祉有償運送)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	5 敬老事業(敬老会・長寿祝金)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	6 老人保護措置費事務	法定事務
	7 障害者給付費事務(施設・通所・居宅・補装具)	法定事務
	8 障害者地域生活支援事業事務	法定事務
	9 地域活動支援センター運営事務	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	10 手帳手続事務(精神・身体・療育・自立支援医療)	法定事務
	11 児童扶養手当・特別児童扶養手当申請事務	法定事務
	12 要援護者台帳作成事務	法定事務
	13 福祉医療費給付事業(乳幼児・児童・障がい者・母子・父子)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	14 生活困窮者及び生活保護費支給事務事業	法定事務
	15 高齢者活動支援	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	16 社会福祉協議会助成事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)

係等	事務事業名	事業種類
保健	1 保健補導員(日赤含む)事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	2 食生活改善事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	3 健康教室(ゴールデンシュエ運動等)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	4 乳幼児検診	法定事務
	5 子育て事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	6 体験学習・思春期セミナー	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	7 特定検診、基本健診、人間ドック	任意事務(内部・管理的事務を除く) 法定事務
	8 がん検診他	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	9 予防接種	法定事務
	10 精神関係事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	11 保健センター管理運営	任意事務(内部・管理的事務)
	12 子どもへの関わり方支援	任意事務(内部・管理的事務を除く)
農林	1 農業基盤整備(農道・農業用施設維持管理)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	2 中山間地域等直接支払制度・多面的機能支払制度	法定事務
	3 体験農園	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	4 農業委員会	法定事務
	5 有害鳥獣駆除	任意事務(内部・管理的事務)
	6 鳥獣被害対策実施隊	法定事務
	7 有害鳥獣防除(補助金)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	8 猟友会	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	9 林業生産基盤整備事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	10 村有林整備	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	11 森林病虫害対策	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	12 ヒノキを奏でる里づくり事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	13 育樹・植樹祭	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	14 森林環境譲与税事業	法定事務
商工 観光	1 商工会助成	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	2 企業支援	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	3 観光協会補助	任意事務(内部・管理的事務)
	4 木曾ふれあいの郷管理委託	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	5 のぞきど森林公園	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	6 森の里の秋まつり	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	7 観光地整備	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	8 道の駅管理	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	9 観光PR	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	10 雇用対策	任意事務(内部・管理的事務を除く)
建設 住宅	1 地籍調査	法定事務
	2 道路・河川維持管理	任意事務(内部・管理的事務)
	3 道路除雪	任意事務(内部・管理的事務)
	4 村道整備(新設・改良)	任意事務(内部・管理的事務)
	5 道路河川整備事業交付金	任意事務(内部・管理的事務を除く)
上下 水道	1 水道施設管理	法定事務
	2 水道料調定・徴収事務	任意事務(内部・管理的事務)
	3 下水道料徴収(公共下水・農集排施設)	任意事務(内部・管理的事務)
	4 下水道処理施設等維持管理(公共下水道)	法定事務
	5 下水道処理施設等維持管理(農業集落排水施設)	法定事務
	6 合併処理浄化槽設置整備	任意事務(内部・管理的事務を除く)

係等	事務事業名	事業種類
総務 学校	1 小学校運営	法定事務
	2 中学校運営	法定事務
	3 学校給食	法定事務
	4 外国語指導助手(ALT)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	5 小学校管理	法定事務
	6 中学校管理	法定事務
	7 スクールバス	任意事務(内部・管理的事務)
	8 教員住宅	任意事務(内部・管理的事務)
	9 教育委員会	法定事務
	10 育英基金	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	11 文化財保護	法定事務
	12 文化財保護審議委員会	任意事務(内部・管理的事務)
	13 資料館	任意事務(内部・管理的事務を除く)
子育 支援	1 保育園運営委員会	任意事務(内部・管理的事務)
	2 保育園	法定事務
	3 保育園給食	法定事務
	4 保育園通園バス	任意事務(内部・管理的事務)
	5 放課後子ども教室事務	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	6 子育て支援センター事務	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	7 青少年健全育成事業事務	法定事務
生涯 学習	1 生涯学習講座	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	2 子ども交流セミナー	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	3 子ども専用釣場設置事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	4 成人式	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	5 社会教育委員	法定事務
	6 社会教育団体育成	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	7 地区館・中央公民館管理	任意事務(内部・管理的事務)
	8 公民館活動	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	9 公民館図書	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	10 分館管理・運営	任意事務(内部・管理的事務)
	11 社会体育施設管理	任意事務(内部・管理的事務)
	12 スポーツ推進委員会	法定事務
	13 体育協会	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	14 少年等スポーツ教室	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	15 3地区体育祭	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	16 公園管理(平和公園、児童公園)	任意事務(内部・管理的事務)
	17 人権教育	任意事務(内部・管理的事務を除く)

※全189事業のうち、任意事務(内部・管理的な事務を除く)が76事業

令和3年度実施 事務事業評価 集計（令和2年度事務事業実績に対する評価）

係等	No.	事務事業名	事業目的	事務内容	主な成果(又は活動)指標等			事務事業の成果等分析		評価										今後の方向性	
								事業目的に対する成果の状況	課題に対する対応状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			
企画		1 景観整備事業	大桑村の美しい景観の保全及び形成を行うための事業を実施する。	主に以下のような活動を行っている (1)地域づくり活用活性化支援補助金 ・村民が組織する団体の行う地域づくり事業の支援。 地域の環境整備を図るもの(上限100万円) (2)ハナモモ植栽・維持管理 ・村内にハナモモを植栽と維持管理を行い、ハナモモによる景観を形成を行う。 (3)国道沿線、河川敷景観整備(広域連携推進事業) ・国道から良好な景観を得るために、国道沿線の支障木等を伐採する。	件数等	①地域づくり活用活性化支援補助金 ②ハナモモ等植栽箇所 ③国道沿線・河川敷等景観整備箇所	①1件 ②1箇所 ③3箇所	令和2年度は広域連携推進事業(眺望景観整備事業)により、大桑村スポーツ公園の竹木他伐採し、しだれ桜とイロハカエデの植栽を行うことで景観保全に努めた。また和村地区では「地域づくり活動活性化支援補助金」を活用し和村分館で景観整備事業として分館の桜を更新している。	景観整備は継続して実施していく必要がある。 令和2年度もハナモモ等の花木の植栽地の整備を継続して実施することができた。	A	B	A	A	B	B	B	A	A	現行	総合計画にある「癒しの郷」を実現するため、事業は現行どおり実施する。 支障木伐採については、実施した場所を毎年継続して整備していく必要がある。	
		2 広報広聴事務	広報誌の内容充実をはじめ、ホームページやケーブルテレビ等により情報提供の充実を図り、様々な機会や場において広聴活動の推進を図ることを目的とする。	・広報おおくわ 記事の収集、取材、編集、校正 月1回、第2木曜日発行 発行部数:1,700部／月 ページ数:12P 配付:村内全戸、関係機関、市町村、特別村民等 ＊弱視の方用に録音広報を配布(H17～) ・ホームページ更新 役場から等の情報を随時更新 ・ケーブルテレビ 木曽広域ケーブルテレビ用の映像撮影と編集、議会放送用に映像撮影と編集 ※ケーブルテレビ番組制作費 H29:666千円、H30:763千円 R元 :774千円、R2 :781千円	広報誌発行回数	①広報おおくわ ②録音広報	①12回 ②1名	村内の出来事やくらしの情報をわかりやすく発信しすることができている。またHPではブログやTwitterによる情報発信にも努めているが、スマートフォンが普及する中でHPのスマートフォンサイトの作成についても検討が必要。	検討段階	A	A	A	A	A	B	B	A	B	現行	広報誌について構成やデザイン等、新たな形を試しながら見やすい紙面を作っていく。 情報発信を的確、迅速に行っていく。	
		3 地区集会所維持管理費助成金	村内の各地区が所有・管理している地区集会所の維持管理に要する経費に対し助成金を交付し、地域住民のふれあい及び学習の場として地区集会所が活用されることを目的とする。	村内の各地区が所有・管理する地区集会所の維持管理に要する経費に対し助成金を交付する。(前年度の支出に対し助成金を交付する。) 【助成対象経費】 ・電気料 ・上下水道料 ・灯油代 ・ガス代 ・浄化槽の保守管理委託料(汲み取り料含む) ・借地料 ・借家料 ・CATV使用料 ※地区集会所使用料収入がある場合は、助成対象経費から使用料収入の2分の1に相当する額を差し引き交付する。	申請集会所数	申請集会所数/全集会所数	21集会所/21集会所	毎年支払額に大きな変動がなく地区集会所が変わらず活用されていると言える。	特に課題はない。	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現行	集会所によっては老朽化が進んでいる地区もあり、空き家を集会所として活用する地区もある。この事業自体、問題は生じていないため、現行どおり実施したい。
		4 国内交流事業(海の家利用補助券)	国内交流の一環として、幅広い年齢層の住民が海の家を利用し、海と親しみ住民と交流することで、さらなる交流活動の展開が図られることを目的とする。	・H9年 愛知県南知多町日間賀島観光協会と「海の家」の調印。 ・日間賀島での宿泊費を補助(1回/人/年) 申請受付・助成金支払 ＊H29年度に補助金を改定 村民:大人2,000円→3,000円 小人1,500円→2,000円 村内事業所勤務者:1,500円→2,000円	海の家利用者	補助金受給者数 ①村内大人 ②小人 ③村内勤務者(村外者)	① 8名 ② 0名 ③ 2名	例年は中学生の臨海学習でも利用があり、海と親しみ住民と交流が図られ、大人になってからもこの事業を活用し交流することが期待されるが、令和2年度はコロナ禍のため利用者が激減した。	R3年度についてはコロナ禍の状況を注視しながら、交流を行っていく必要がある。	A	B	A	B	B	B	A	A	A	A	現行	コロナの状況に配慮しながら、広報などにより事業の周知と村民の健康増進や交流が図れるよう継続して実施していく。
		5 国際交流事業(シェルビービル市)	シェルビービル市との相互理解と親睦を深めつつ、国際感覚の育成を図るとともに国際社会に対応できる人材の育成を図ることを目的とする。	□米国 シェルビービル市(イリノイ州) ・H9 姉妹都市提携 ・H23～ ホームステイ事業(高校生・一般参加) 隔年で渡米と受入を実施 作文審査により渡米者を選考 ・交流開始してからの渡米者は、学生45名・一般4名、随行59名 ・R3から外国語指導助手としてシェルビービル市から来村予定 ※R2年度は学生3名・一般2名が来村する予定であったが、コロナ禍により中止	交流人数 A:渡米 B:来日	シェルビービル市 ①ホームステイ参加者 ②随行者	コロナ禍により中止	この国際交流事業で、海外でホームステイや訪問団受け入れなど、子供たちの国際的な視野を養ういみで人材育成の一助を担っている。令和2年度はコロナ化で中止となってしまうが、シェルビービル市では来日予定の学生が3名決まっており、R3年度にコロナの状況を加味し来日を希望している	コロナ禍による受け入れに対する安全性を確保する必要がある。	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	現行	今後もシェルビービル市との相互理解と親睦を深めていくためにも継続する。

係等	No.	事務事業名	事業目的	事務内容	主な成果(又は活動)指標等			事務事業の成果等分析		評価									今後の方向性	
								事業目的に対する成果の状況	課題に対する対応状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
企画		6 行政評価	①事務事業を成果の点から検証し、効果的・効率的な行政運営につなげる。 ②事務事業の目的、内容、成果などをわかりやすく示し、住民に対する説明責任を果たす。 ③事務事業の目的、位置付け、効果、効率性を意識し、目的達成意識やコスト意識を職員に浸透させる。 ④事務事業を総合計画の施策体系に結び付けて管理し、総合計画の進捗状況を把握する。	村のすべての事務事業を対象に事務事業評価シートを作成し評価を行う。 (1)内部評価(庁内評価) ・事務事業評価シートの作成 ・行政評価検討会議による審査 ・理事者評価 (2)外部評価(住民評価) ・行政評価委員による審査、総括 (3)総合評価 ・外部評価を踏まえ、総括を行う (4)公表 ・村ホームページ等で公表	評価結果	評価結果/評価対象事業数	見:5/103 現:93/103 拡:3/103 小:0/103 廃:2/103	職員に担当する事業を毎年見つけ直す機会を与えることができており、職員の目的達成意識やコスト意識を持たせることに役立っていると考えている。評価結果は公表しており、住民に対して説明責任を果たせている。	活動の指標について、客観的な数値とすることで評価に 対し主観的な部分を排除することができるが、事業によ っては難しいため検討が必要。最終的には総合計画 の達成に結び付ける必要があり、まず総合計画の下位 計画である実施計画との紐づけを行う。	A	B	A	A	B	B	B	A	A	現行	平成27、28年度で評価の見直しを行い職員も評価方法が浸透してきているため現行どおり行う。
危機管理		1 防災行政無線	災害に関する情報を迅速かつ確実に伝達し、住民の安全を確保する。	・屋外子局 25基 ・個別受信機は避難所及び事業所等に設置 ・一般世帯は、音声告知端末から同報無線が流れる。 ・行政無線移動系 23基整備 ・設備管理・点検は委託 ・無線放送内容 火災発生時の消防団非常招集 災害発生(予兆)時の情報伝達 通信訓練(木曽消防署、防災訓練、消防団演習等) 公共交通機関(鉄道、国道)異常時情報提供 防火啓発広報(毎週火曜日) 村広報(各課、熊出没等) ※R2年度 設備管理・点検委託のほか定期検査及び無線再免許申請、子局バッテリー交換等を実施	管理状況	①点検実施回数(回) ②異常発生件数(件)	① 2 ② -	防災行政無線のデジタル化により周波数の有効利用、通信の確実性、秘匿性、双方向の通信が可能となった。	防災行政無線は現在各世帯に有線で放送が流れている(無線分は屋外子局と公民館等公共施設のみ)であるため携帯電話等との連携を検討する	A	A	A	A	A	A	B	B	A	現行	住民への迅速かつ確実な情報提供に引き続き努める。 災害時の情報提供手段として、携帯電話との連携の検討が必要である。
		2 災害等対応訓練	①住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る。 ②庁内各部署及び関係機関との情報伝達、方法の確認を行うと共に、相互連携の円滑化を図かる。	・村防災訓練 職員の対応訓練、住民による避難経路確認、同報無線屋外子局及び消防団による避難誘導、防災に関する講演会、エリアメール配信等。 ※須原・中部・野尻の内、1地区を選定し実施。 ・合同防災訓練(国交省、県、村) 土砂災害防止法、災害対策基本法等に基づく各機関の対応及び関係機関との連携対応について確認。 ※多治見砂防国道事務所管内で実施(当村約6年毎) ・アラート、物資調達等支援システム、安否情報システム 訓練災害時に各システムで県国と情報共有、支援依頼等円滑化を図る訓練 ・消防団総合防火演習 移動系行政無線、消火、初期消火等の各種訓練。 消火栓取扱訓練	訓練実施 開催数(回)	①村防災訓練 ②合同防災訓練 ③各種システム訓練 ④消防団訓練	① 1(講演会等) ② 1(多治見砂防) ③ 8 ④ 1	現在の防災訓練は、関係機関と協力確認を行い実施でき、情報伝達関係では成果が出ているが、住民の訓練参加が年々減少傾向にある。地区等へ協力要請し、より一層防災意識の向上に努める必要がある。	住民の災害に対する意識は高く、関係機関との連携の訓練と住民参加の訓練を検討していく。 防災訓練の休日実施を検討する。	A	A	A	A	A	A	A		A	見直し	防火防犯組合等を主体とした自主防災組織の確立や住民一人ひとりに防災意識を高めてもらうため、より実践的な訓練を実施する。 村防災訓練については、実施日及び内容の再検討が必要である。 避難所備蓄品、常備品等の確認、入替及び補充を実施する。(随時)
		5 消防施設	住民の生命及び財産を火災等の被害から保護するための施設の整備と維持管理	防火水槽、消火栓、消防車両等の消防施設整備	主な消防施設整備 備件数	①防火水槽(保有数(内新規)) ②消火栓 ③ポンプ車 ④普通積載車 ⑤軽積載車	① 87(0) ②273(1) ③ 2(0) ④ 4(0) ⑤ 9(0)	施設等の必要箇所を精査し、水利設備及び備品等の更新を行っている。	使用していない施設の計画的な解体を検討する必要がある。 消防水利について村内全域の再確認及び修繕箇所の確定を行い、計画的な修繕を実施していく必要がある。	A	A	A	A	A	A	A		A	見直し	消防車両や施設の計画的な更新整備を行っていく。 消防水利においては、新規も含め修繕の必要な箇所の調査を行い、計画的に修繕を実施していく。

係等	No.	事務事業名	事業目的	事務内容	主な成果(又は活動)指標等			事務事業の成果等分析		評価									今後の方向性	
								事業目的に対する成果の状況	課題に対する対応状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
危機管理		6 防犯事業	安全な暮らしの確保と地域住民への防火防犯意識の啓蒙。	・防犯診断 行政から、各地区防火防犯組合と消防団各分団に実施を依頼。例年は年2回(8月、12月)実施。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により冬季のみ実施方法を変更して実施。これに伴い、行政側は欠席とした。 車及び自転車の施錠確認(目視)など夜警を実施。 診断結果の集約及び警察への報告事務。	参加者数(人)	①須原地区(人) ②中部地区(人) ③野尻地区(人)	①40 ②31 ③15 計86人	村外者の出入りが多い時期に実施することで、住民の防犯意識が高まっている。	防犯診断の必要性を再確認し、実施内容の精査及び修正が必要である。	A	A	A	A	A	A	A		A	見直し	防火防犯組合と消防団の意思疎通を図るとともに、必要性の再確認と実施内容を精査したうえで活動しやすい方法で継続していく。
		8 交通安全事業	自主的交通安全活動の推進により、地域住民の交通道德の高揚と交通マナーの向上を図り、交通事故を防止する。また高齢化によって運転技術が低下し交通事故の発生を抑止するため、運転免許証の自主返納を支援する	・ドライバーへの安全運動の啓発 ・街頭での啓発活動 ・広報車による広報活動 ・小中学校交通安全教室での指導 ・一般法令講習会の実施 ・大桑村交通安全協会交付金事業 ・免許自主返納支援事業	主な活動状況	①街頭啓発(回) ②交通安全教室(回) ③講習会(回)	①4 ②1 ③0	平成17年10月26日以降、村内での死亡事故ゼロを継続しており、令和3年4月1日時点で5,600日以上無事故を更新した。	これまでの組織体制・活動の経緯を踏まえ、必要に応じて活動内容等の見直しを検討していく。 またコロナ禍において活動規模の縮小が余儀なくされているが、密集・接触を避けた方法での活動を検討していく。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現行	・県、郡協会、警察等関係機関と連携し、交通安全事業を推進する。
庁舎建設		1 役場新庁舎の建設	老朽化への対応はもとより、防災拠点の整備や住民サービスの向上を見据え、役場新庁舎の建設に向けた具体的な取り組みを進める。	H26:庁舎建設基本構想策定(検討委員報酬) H27:庁舎建設基本計画策定(検討委員報酬・計画策定支援業務委託) H28:庁舎建設基本設計(検討委員&プロト審査委員報酬・地質調査基本設計策定支援・基本設計業務) H29:村有林調査(資材調達林分の調査) H30:使用材調達用作業道整備、業務継続計画策定 R元:庁舎建設実施設計、旧小学校取壊し R2:庁舎建設工事着手 住民意見を聴取しながら施設機能・規模のあり方を検討し、適正規模の新庁舎を計画。村有林材の調達、旧大桑小学校施設の取り壊しを行いR2年度に工事着手した。併せてアクセス道路の改良等を進める。また、現庁舎の跡地活用の検討を進める。	構成人員	①庁内検討委員会 ②住民検討委員会 ③議会特別委員会	①13名 ②12名 ③10名	当初のスケジュールどおり、H26「庁舎建設基本構想」、H27「庁舎建設基本計画」、H28「庁舎建設基本設計」を策定。H29には村有林調査で伐採箇所を選定し作業道整備を行った。また、H29.30と村有林材の加工、売却、製品加工等の協議を進め、R元に製材を開始した。庁舎の設備についても調査検討を行い、設計に反映させた。R元年度に実施設計が完了しR2年度に工事着手した。	事業プロセスの中で如何に住民意見を聴取し反映させるかを課題としてきた。基本計画パブリックコメントをはじめ、住民代表による検討委員会、議会特別委員会の他、図書館に係る関係者との懇談等を行い、検討成果を基本設計に反映した。現在、実施設計が完成し、工事施工している。	A	A	A	A	A	A	A		A	現行	基本構想、基本計画を踏まえ、基本設計の完成によって新庁舎の姿がより具体的になった。今後、R元年度に完成した実施設計を基に工事を進める。財政計画を含めた確なスケジュール管理のもと、村有林材の調達やアクセス道路の整備等の各課横断的な事業調整を行いつつ、当面の重要な行政課題のひとつとして重点的に事業を推進することとする。
住民		2 野尻連絡所業務	野尻連絡所において、戸籍・住民基本台帳関係及び税の証明書発行等を行い、住民の利便性を図る。	戸籍・住民基本台帳関係証明発行 税関係証明書発行・観光案内・公民館受付事務 *事務補助者を雇用して事務処理	①戸籍・住基 ②税 ③観光案内 ④公民館受付		①424件 ②36件 ③④随時 1.89件/日	臨時職員を配置し事務処理をした。 一月の平均証明書発行件数は 38件。		A	A	A	A	A	A	B	A	A	現行	住民の利便性を図るためにも継続する。
		3 須原郵便局業務	須原郵便局において、戸籍・住民基本台帳関係及び税の証明書発行等を行い、住民の利便性を図る。	須原郵便局に発行業務委託 戸籍・住民基本台帳関係証明発行 税関係証明発行	①戸籍・住基 ②税		①109件 ②11件 0.49件/日	証明書発行件数の増減は大きくないが一定の利用があり、利便性がある。		A	A	A	A	A	A	B	A		現行	住民の利便性を図るためにも継続する。
		4 大桑村すこやか子育て支援事業	村民の出産・入学を祝福し、新生児の健やかな生育を念願して祝金を支給し、併せて子育て世代の定住促進を図ることを目的とする。	出産祝金(1児につき5万円) 小学校入学祝金(1児につき5万円) 中学校入学祝金(1児につき5万円) ※出産時にのみ10万円の支給を平成29年4月から上記のとおり改正	①出生児数 ②祝金支払い総額		①出産19人 小学校入学17人 中学校入学14人 ②2,500千円	支給業務は住民の直接財産に結びつくもので重要性は高い。 H29年度から出生時のみでなく、子どもの成長の節目に合わせ祝い金を支給することとし、子育て支援とともに子育て世代の定住化に繋げている。		A	A	A	A	A	A				現行	子育て世代の定住化、人口増加を目的とし事業は継続する。
		9 コンビニ交付(マイナンバー)	各種証明書をコンビニエンスストア等のキオスク端末から発行可能にし、住民の利便性向上を図ることを目的とする。また、個人番号カード(マイナンバーカード)取得率向上を図り、コンビニ交付の利用を促進する。	【コンビニ交付】*平成31年1月開始 ・関連事務全般 ・実店舗証明書交付テスト<交付証明書> ・住民票 ・印鑑登録証明書 ・戸籍謄抄本 ・戸籍附票 ・税証明 【個人番号カード】 ・公的個人認証事務全般	①コンビニ交付 ②利用登録申請 ③マイナンバーカード発行件数	年間延数 ※②は、大桑村に本籍ありで住所なしが申請対象	①99件 ②7件 ③392件 950/3,556＝26.71%	事業開始当初と比較して利用件数は増加しており、利便性がある。利便性の周知に加え、マイナンバーカードの普及を同時進行していく必要がある。	郵送請求者や窓口への来庁者へチラシを配付する。マイナンバーカードの交付事務を、会社や地区館等に出向き行うサービスを検討する。	A	B	A	B	A	A	B	A		現行	住民の利便性の向上を図るためにも継続する。
生活環境		1 消費者行政	消費者が、安心して暮らすことのできる生活を確保する。	・特殊詐欺・悪徳業者等による被害相談 ・多重債務等生活困難者への生活相談事業 ・消費者の不利益・トラブルを未然に防ぐための啓発活動	①電話相談 ②訪問相談	件数	①1 ②3	広報啓発や福祉関係機関との連携により被害抑制と防止につながっている。	高齢者宅を狙った悪徳商法の相談が増加している。相談を受けた案件への対応だけでなく、その後の再発を防ぐためには福祉関係機関の協力が不可欠であることから、情報共有を密にし、連携体制の強化が重要となっている。	A	A	A	A	A	B	A	A	A	現行	・国、県、警察、福祉関係機関、金融機関と連携して被害の防止に努める。 ・啓発・広報を強化すると共に、消費者の相談に速やかに対応できる体制を整備する。

係等	No.	事務事業名	事業目的	事務内容	主な成果(又は活動)指標等			事務事業の成果等分析		評価									今後の方向性	
								事業目的に対する成果の状況	課題に対する対応状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
生活環境																				
		4	不法投棄防止	村内における廃棄物の不法投棄等の行為を早期に発見するとともに、この行為を未然に防止する。 定期的なパトロールを実施し、不法投棄等に関する情報を村に提供する。 必要に応じて、不法投棄を行なった者又は行なおうとしている者に対し、注意及び指導する。	年間パトロール	回数	68	監視員が定期的にパトロールを行うことにより不法投棄の抑制につながっている。	不法投棄が頻繁にある場所については、捨てにくい環境づくりをしていくことが必要。	B	A	A	A	A	A	A	B	B	現行	パトロールは継続して実施。地域の住民からの通報体制を整備し、村全体で不法投棄の防止を強化し、させない環境づくりをしていく。
		6	公共交通 3駅切符販売委託事業	住民の公共交通による利便性の確保と、村内の観光案内に寄与する。 3駅の切符販売委託 3駅半日営業 土曜・日曜・祭日含む365日実施 R2～ 木曽シルバー人材センターへの委託に変更	発売額	①須原駅 ②大桑駅 ③野尻駅	①4,673千円 ②5,404千円 ③5,002千円 計15,079千円	3駅切符販売有人化の役割は、人員を配置することにより、電車の通学、通勤者等住民の利便性を確保している。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、電車の利用者が大幅に減少した。しかし、利用者の減少があったとしても社会インフラとしての交通拠点としての維持は今後も必要である。一方で駅員担当者も高齢化が進んでおり、人材の確保に課題がある。	A	A	A	A	B	B	B	B	現行	新型コロナウイルス感染症の影響により鉄道利用者の減少は見られるが、村民の利便性からしても欠かせない事業であり継続する。	
		7	地域公共交通事業(くわちゃんバス・予約制乗合タクシー)	交通不便者の村内移動手段の確保 大桑村地域公共交通:くわちゃんバス ＜通院バス＞ ＊木曽病院線・坂下診療所線 各1往復 ＊木曽病院・坂下診療所(大人500円小人250円) ＊上松町・南木曽町(400円) ＜循環バス＞ ＊村内循環バス路線 野尻・須原線 ＊料金 大人200円 小人100円 ＊H22年7月から実証運行で検証し、利用者の少ない支線を乗合タクシーに切替え、バス循環線は1路線に短縮。 ＊R2年度ノンステップバス1台購入(23,381千円)	一日当たりの利用者数	利用者数/運行日数 ①くわちゃんバス ②乗合タクシー	①7,668人/242日 ②5,675人/293日 ①32人/日 ②19.3人/日	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少したが、運行そのものは住民の生活の足として根付いている。	バスは利用者の減少はあるが、自家用車の運転ができない人等の通院のためには不可欠な移動手段である。令和3年度からはノンステップバスの導入や増便により利便性の向上を図っている。	A	A	A	A	B	B	B	B	現行	令和3年度に住民の利便性を向上するため、路線バスとスクールバスとの切り離し、ノンステップバスの導入、病院線の増便を実施している。令和4年度は新庁舎にバス停の新設を予定。その結果により、今後の利便性と効率性(コスト)のバランスを考慮の上、今後の運営を考えていきたい。	
		8	村営住宅管理	国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。 ・住宅管理業務、入居募集、家賃徴収、滞納整理 入退去時検査事務 公営住宅 33戸(27棟) 特定優良賃貸住宅 23戸(13棟) 地域優良賃貸住宅 36戸(9棟) 単独住宅 16戸(11棟) 計 108戸(60棟) H29年度: 殿田地屋根改修工事を実施した。 H29年度: 住宅建設及び宅地造成地基礎調査を実施した。 R元年度: 老朽化した旭町団地2棟を解体し、住宅建設の基礎調査を実施した。 R2年度: 地域優良賃貸住宅を新田地区に建設した。	入居率(%)	入居数／総数	公営31/33 93.9% 特賃23/23 100% 地優賃32/36 88.9% 単独16/16 100% 総入居率 94.4%	管理している住宅のほぼ全てに入居しており、目的は達成されている。	入居者の募集を、CATV、ホームページへの掲載、回覧文書などを利用し情報提供を行い、ほぼ全ての住宅が入居済みになり、定住を促進した。	B	A	A	A	A	A	A	A	A	現行	既存の村営住宅の老朽化の対応や住環境の向上に向け、計画的な修繕及び適正な維持管理を行う必要がある。 H29年度に実施した住宅建設地基礎調査を基に住宅建設を検討し、R2年度には野尻地区に2棟4戸の地域優良賃貸住宅を建設した。 また、R2年度に長寿命化修繕計画を見直したため今後は長寿命化計画に基づき修繕や更新を検討していく。
		9	雇用住宅	企業の社宅としてストックし、企業の福利厚生及び入居者の利便性の向上に寄与する。 村と企業が賃貸契約を行い、住宅を提供する。 使用上必要な修繕についての経費は、企業負担としている。 H29年度に、老朽化に伴い須原上町上雇用住宅を解体した。	契約率	契約戸数／全戸数	22/24 92%	利用率は横ばいだが、一定の成果は上がっている。	利用できる家屋を企業へ斡旋し、企業の意向を踏まえ対応していく。	B	A	A	A	B	A	A	A	A	見直し	施設が老朽化しているため、解体できる物件は解体し宅地分譲等有効活用を進めていく。
		10	宅地造成(分譲)事業	宅地造成を行い住宅建設用地を提供することで、遊休地の活用と定住化促進を図る。 平成23年度より一般会計へ ・貸付中 殿地区 7区画 和村地区 6区画 越坂地区 8区画 上在地区 11区画 ・宅地分譲(貸付から分譲に変更も含む) 上在 1区画 旭町 2区画(売却済) 沓垣外 2区画(売却済) 大曲 5区画(1区画売却済) 平成29年度: 宅地造成候補地基礎調査を実施 平成30年度: 野尻大曲に5区画宅地造成を実施	契約率	契約済数／区画数	貸付 32/32＝100% 分譲 6/10＝50%	大半が契約済みで定住化が図られている。一部未売却地があるため、今後完売に向けた取組が必要。	チラシや広報等でPRを実施している。	B	B	B	A	A	A	A	A	A	現行	・継続して適正な運用を図る。 ・上在地区貸付地については村有地のため今後も希望者に売却をしていく。 ・大曲宅地分譲地はR元年度に募集を開始したが、4区画が未売却のため、今後完売に向けてより一層の周知等の取組が必要。 ・今後も住民ニーズを把握しながら新たな宅地分譲地の検討をする。

係等	No.	事務事業名	事業目的	事務内容	主な成果(又は活動)指標等			事務事業の成果等分析		評価									今後の方向性	
								事業目的に対する成果の状況	課題に対する対応状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
生活環境	11	空き家対策	・空き家の有効活用による定住促進及び地域の活性化を図る。 ・危険空家の適正な管理の推進により、安全で安心な生活の確保及び良好な生活環境の保全に資する。	◆空き家情報バンク 空き家、空き地、空き店舗のうち、活用可能な物件については売却、賃貸を推進。大桑村で定住などを目的とし利用を希望する方へ情報提供を行う。 ◆空き家相談会 R2年度より、地域おこし協力隊の事業として開始。所有者等が空き家の利活用や除却をしやすくなるよう、アドバイスを行う。 ◆空き家対策事業補助金 空き家の利活用や除却に対して補助を行う。 ◆危険空家対策 老朽化や適正な管理がされていない空き家等がなくなるよう、所有者等に対し助言等を行う。	空き家の利活用等状況	①活用件数 ②除却件数	①9件 ②2件	・空き家の利活用については、加速化している。(地域おこし協力隊が行う相談会や空き家情報バンクの物件の詳細な紹介による。新型コロナウイルス感染症により、テレワークが加速していることも背景として考えられる。) 危険空家対策については、1件除却が完了した。	・空き家の利活用については、現行のものを実施しつつ、さらに加速するよう方策を検討していく。 ・危険空家対策については、解決に時間を要することから、一つ一つ着実に進めていく必要がある。	C	A	A	A	C	B	B	B	B	現行	現行の手法で空き家対策が加速化していることから、今後も継続して実施する。空き家の母数はある程度減ると思われるが、利活用や除却を考えない所有者等も中にはいるため、空き家がゼロになることは考えにくい。そういった空き家については適正な管理がされるよう、助言等を行っていく。
	12	木造住宅新築等補助金・住宅増改築補助金	在来工法木造住宅の普及促進と木材産業及び建築関連産業の振興を図る。 個人住宅の質の向上を図るとともに地域経済対策の一環として村内施工業者の振興を図る。	・木造新築等補助金 木造在来工法で住宅を新築または全面改築した者に対し、住宅建築費の一部を助成する。 助成額：一坪(3.3㎡)当たり15,000円 限度額80万円(二世世代以上の同居住宅100万円) 関連：木造住宅推進協議会 ・住宅新築等補助金 住宅を新築または全面改築した者に対し、住宅建築費の一部を助成する。 助成額：一坪(3.3㎡)当たり15,000円 限度額30万円(二世世代以上の同居住宅40万円) ・住宅増改築補助金 要件を満たす者が、村内の施工業者により増改築した場合に対し、増改築費の一部を助成する。 助成額：50万円以上の工事が該当 工事費の10% 限度額40万円	補助金交付件数	①木造新築・新築 ②増改築	① 3件 ②17件	ほぼ同じ件数で推移しており、一定の成果はあがっている。	木造住宅新築等補助はH13年度、在来工法以外の新築等補助はH27年度、増改築補助はH23年度から実施している。各補助制度について見直しを行い、木造新築等補助はR2年度から限度額を1世代50→80万円、2世代60→100万円に見直し、増改築補助はH25年度に補助率を5→10%に見直し、各補助制度ともR4年度まで制度の期限を延長している。在来工法以外の新築等補助については、R3年度から2者以上の村内業者が施工した場合は限度額をさらに10万円上乗せするよう改正し、より補助金を活用できるよう見直した。	B	A	A	A	B	A	A	A	A	見直し	木造住宅新築等補助金制度、住宅新築等補助金制度及び住宅増改築補助金制度は、地域産業の活性化、定住促進の両面から、有効な手段である。また、さらなる定住化の促進をするため、補助制度の内容を見直しR4年度まで延長したが、補助制度の見直しの効果を検証していく必要がある。
福祉	4	高齢者等支援(①温泉・②要援護高齢者等タクシー券・③福祉有償運送)	①高齢者が温泉を利用することでリフレッシュし元気を回復することで介護予防につなげる。 ②一般交通機関が利用できない要援護高齢者等にタクシー利用助成券を交付し移動時の負担軽減を図る。 ③福祉有償運送車を利用した場合、利用料金の一部を助成し要支援者の福祉の充実を図る。	① 温泉入浴補助 ・利用者への周知 ・榎塚原緑地研究所と入浴料の契約 ・毎月支払い ② 要援護高齢者等タクシー券交付 ・該当タクシー会社へ依頼 ・利用者からの相談受付 ・申請受付→調査、審査→支給決定、タクシー券発行 ・毎月支払い ③ 福祉有償運送(H25年度より事業実施) ・利用者からの相談受付 ・申請受付→審査→助成決定、利用者証交付 ・毎月支払い	①温泉 ②要援護タクシー ③有償運送	延べ人数 前年度比	①2,092人0.55倍 ②20人3.33倍 ③227人0.84倍	高齢者温泉入浴は利用人数減少、有償運送運送事業は年々減少傾向である。	要援護高齢者等福祉タクシーは住民周知を行ったため増加した。 温泉入浴については利用者が固定され目的を十分に果たせていないため、広報等によりPRを行い利用を促す。	A	A	A	A	B	B	A	A	A	現行	①高齢者温泉入浴事業については、高齢者の健康増進介護予防、外出支援へのつながりとなっている。村の施設利用の増加にもなるため、現状どおり継続していく。 ②要援護高齢福祉タクシーについては、乗合タクシーとの併用もでき村外でも利用できるため現状継続していく。 ③福祉有償運送については、近隣に民間の福祉有償運送事業所がないため今後も継続していく必要がある。
	5	敬老事業(敬老会・長寿祝金)	長年にわたり社会貢献してきた高齢者の長寿を祝い、記念の年等に祝賀事業を行う。また、高齢者福祉の向上に資するため、商工会の協力を得て長寿祝金(金券)を支給する。	① 敬老会事業 ・当該年度内に77歳・80歳・85歳・88歳以上を対象に実施するが、今年度はコロナウイルス感染症拡大防止のため中止。 ②長寿祝金 ・当該年度の9月1日現在満88歳以上を対象として長寿祝金券10,000円分を配付。 ・満100歳の該当者は6名だった。 ・敬老会を中止した代わりに75歳以上の高齢者に5,000円の商品券を配布した。	①敬老会対象者 ②長寿祝金対象者 ③100歳該当者 敬老会参加率	人数 参加率	①361人 ②259人 ③6人 中止	敬老会は、コロナの影響のため今年度は中止。	敬老会を中止したため75歳以上に5,000円の商品券配布。 例年参加者が対象者全体の3割程度と公平性の観点から課題となっており開催の有無を含め開催方法の検討を引き続き行う。	B	A	A	B	B	C	C	B	C	見直し	敬老会については、県からの新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式の提言も参考にし、感染拡大防止の観点から大人数の飲食を伴う祝賀会取りやめなど、開催方法について検討が必要。
	9	地域活動支援センター運営事務	障がい者の創作活動や生産活動、社会との交流の場の提供など地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で活動できるよう支援する。	創造的な活動や生産活動、社会との交流促進などさまざまな活動を支援する場を提供し障がい者の地域生活を支援する。 ①村が利用者の支援性に基づき利用決定、登録を行う。 ②委託業務 作業指導・訓練指導・生活指導・相談・創作活動 社会適応訓練・生産活動機会提供	登録者	人数	11人(村外1)	障がい者に日中活動の場として機能を果たしている。地域住民との交流が多く社会適応訓練、生産活動としての機能も果たしている。	H19年度から地域活動支援センターとして社会福祉協議会に委託を行っている。H28年度から指定管理を行っているが、施設の老朽化が進んでおり計画的な施設管理が必要である。	A	A	A	A	A	A	B	A	A	現行	就労継続支援Bへの移行について現段階では地域活動支援センターとしての継続が望ましいとの判断となっている。今後については利用者の変動に伴い、就労継続Bへの移行をしていくか検討が必要である。

係等	No.	事務事業名	事業目的	事務内容	主な成果(又は活動)指標等			事務事業の成果等分析		評価									今後の方向性	
								事業目的に対する成果の状況	課題に対する対応状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
福祉	13	福祉医療費給付事業 (乳幼児・児童・障がい者・母子・父子)	医療費の一部を助成することにより、対象者の経済的負担を軽減するとともに、健康の保持と福祉の増進を図ることを目的とする。	①出生、転入、配偶者との離別・死別、障害者手帳交付時に該当者に制度手続きを周知する。 ②申請書に基づき有効期限を定め受給者証を交付する。 ③医療機関受診時に支払った自己負担分医療費(保険適用分)を福祉医療費として助成する。 ④更新時には所得確認等の審査処理を行う。 ⑤住所、保険、口座等の変更時には届出により変更する。	①受給者証交付者数 ②受療実人数		①578人 ②532人	受給者証を確実に交付し対象者が助成を受けられるようにした。	対象者の拡大や所得軽減等について検討していく。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現行	現行どおり事業実施。
	15	高齢者活動支援	大桑村老人クラブ連合会は平成25年度に解散となり、各地域活動団体とシニア大学同窓会に補助金を支給することになった。社会奉仕、いきがいく、介護予防活動を通じた会員相互の交流が可能となる支えあいの地域づくりを支援する。	①村内各種高齢者団体が自主運営を行う。 ②高齢者を代表して村内各種委員会等への委員の選出、花壇作り、環境整備、北名古屋市交流事業参加、高齢者交通安全教室参加。	①団体数 ②会員数		①5団体 ②187人	各地区団体ごとに社会奉仕、生きがいくり事業を実施している。村内各種委員の代表選出も担っている。	現在活動中の団体に活動が困難になってきているところがあるが5団体に補助金を交付した。 今後は高齢者団体とつながりの深い社協と連携することで団体の掘り起こしと活性化につなげる。	A	A	A	A	A	A	A	A	B	現行	社会奉仕活動が含まれる高齢者団体への新規加入者は減少傾向にあり、複数の団体では維持継続が困難な状況になっている、「地域包括ケア体制」の構築のために、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ、元気な高齢者が支え手として活躍できる地域づくりをめざす。
	16	社会福祉協議会助成事業	住民相互が助け合い、地域福祉に理解と関心が持てるよう、住民により身近な社会福祉協議会に事業を委託することにより事業を推進する。	①村から助成金を出して地域福祉事業を委託 ②委託内容 ボランティアセンター、各種福祉団体助成、民生児童委員、人権擁護委員、保護司、権利擁護事業、福祉資金貸付事業	助成金		28,161千円	本来村が主体となって行うべき地域福祉一般事業について、住民により身近な社会福祉協議会に委託実施している。	地域福祉の推進に向けて住民により身近な社会福祉協議会での実施が効果的である。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現行	・地域福祉活動を充実するため、社会福祉協議会が中心となって住民、社協、行政との連携を図っていく必要がある。
保健	1	保健補導員(日赤含む)事業	自主的な地区組織活動を通じてまず自らの健康意識を高め、さらに地域へ広め地域ぐるみで健康な社会を築く	・各種健診受診希望調査取りまとめ ・各種研修会参加 ・委託料支出(均等割1,000円＋100円×世帯数) ・活動交付金支出(20,000円)	①研修会回数 ②補導員数		①1回 ②50人	・研修会に参加することで、保健補導員自身の健康に対する意識を高められている。 ・災害時に日赤奉仕団として活動する体制が整っている。		A	C	A	B	A	B	B	A	B	現行	研修への参加や健診意向調査の取りまとめ、日赤奉仕団活動を主な役割として、今後も継続していく。
	2	食生活改善事業	食生活の改善を中心とした健康増進啓発事業を実施し、生活習慣病の発症予防と重症化予防に努める。	食生活改善推進協議会事業 伝達講習会、食改学習会、まめ習慣講座料理教室 調理実習個人負担金 1回300円	①活動日数 ②参加率		①0日 ②-	・令和2年度は新型コロナウイルスの影響のため実施できなかった。		B	A	B	B	A	B	B	B	A	現行	より関係機関との連携を強化して、既存の団体を活用した事業の展開を検討していく。
	3	健康教室(ゴールデンシュー運動等)	住民の健康づくり意識を向上させ、運動習慣を確立する。	<ゴールデンシュー運動> ・会員制 ・スポーツ保険の加入 ・健康づくり冊子の配付 ・参加者交流会(2回／年):村内及び村外 ・GSの日(月1回ミニ交流会)H27～ ・おたよりの配布 ・記録用手帳配布(希望者) <健康教室> ・ゴールデンシュー会員、保健補導員等の他、一般住民にも周知 H28年度から東海学園大学に事業委託し、年6回実施。	①GS会員 ②健康教室	①会員数(GS) ②新規加入者数(GS) ③健康教室開催数	①74人 ②9人 ③4回	ゴールデンシュー運動は、会員の健康づくりの意識の向上と運動習慣の定着に寄与している。村内でも活動の様子が広まり、会員数も増加した。 健康教室は、新型コロナ感染症の影響もあり8回中4回中止した。	運動習慣の定着を図るため、運動記録票の配布を行い、1人でも継続して取り組めるよう支援を行った。	B	B	A	B	B	A	A	A	A	見直し	・ゴールデンシュー運動は、代表者を中心に会員の意見を踏まえて活動を進めていく。 ・健康教室は年間の参加人数や参加者が多い内容を再検討して、来年度も実施。 ・ご当地体操制作を委託。
	5	子育て事業	・妊娠・出産・育児の不安を軽減し、子育て期の生活を安心して過ごせるよう備える。 ・子どもたちの健やかな成長と発達を支援し、子育ての知識・技術を身につける。	<離乳食教室> 実施回数:年8回程度 <お誕生相談> 実施回数:年2～3回 <虫歯予防教室> 実施回数:年4回 <食育事業> 実施回数:年3回 <母親学級> メニュー1・2.(6回/年) パパママ学級(4回/年)※子育て支援センターと共催 スタッフ:助産師・絵本の会・保育士・保健師	実施回数 参加者数 参加率	①離乳食講習会 ②お誕生相談 ③虫歯予防教室 ④食育事業 ⑤母親学級	① 7回 16組 100% ② 3回 22組 95.7% ③ 4回 22組 76.7% ④ 0回 ⑤ 9回 20組 27.4%	母親学級では父親の参加も促し、妊娠期から夫婦で産後の生活を考える機会となっている。子育てに関する教室は子が健やかに成長発達していくために、生活習慣や歯科疾患等の予防などについて知識を伝え、母子の抱える不安・疑問に答える場となっている。今後も妊娠期から子育て期の母子に対して切れ目ない支援を行なっていく。	指導内容は具体的で明確な方法にしていける必要がある。母親学級の対象者は、就業中の妊婦が多く参加率が低い傾向があるため、参加が難しい人への情報提供の方法について検討していく必要がある。	A	A	A	A	B	B	B	B		拡大	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染対策をしながら伝えるべき内容を絞って事業を行なう必要がある。母親学級や教室への参加を促すとともに、参加が難しい人には母子モ(母子手帳アプリ)を活用して情報提供をしていく。今後も妊娠期から子育て期の母子に対して切れ目ない支援を行ない、関係機関との情報共有、連携を強化していく。
	6	体験学習・思春期セミナー	赤ちゃんと触れ合うことにより、命の大切さや人を慈しむ心を育てる。	乳幼児ふれあい体験学習 ・講話:生命の誕生と連続性、母体と胎児の関係 かけがえのない命 ・赤ちゃん人形を使った抱っこ練習 思春期セミナー ・講話:いのちと性を考える～男女交際～ *中学校との共催で実施	実施回数 参加人数	①乳幼児ふれあい体験 ②思春期セミナー	①1回 49人 ②1回	感染症拡大予防のため、乳幼児ふれあい体験では子育て中の母子との触れ合いを中止し、人形での抱っこ体験のみ実施したが、本当の赤ちゃんに接するようにお世話をする姿が見られた。思春期体験セミナーでは生命の誕生は奇跡的であり、自分も他者もかけがえのない命であると伝える機会になった	実際の赤ちゃんとのふれあいをイメージできるように、人形での抱っこ体験で赤ちゃんの特徴・接する時の注意点等、伝える内容を検討している。	A	A	A	A	A	A	A	A		現行	R2年度に子育て中の母子とのふれあいができなかった学年に対して、R3年度にふれあいの場を設けるかを中学校と検討する。 感染症の拡大状況を見て、講演内容・時期等について講師と調整を行う。

係等	No.	事務事業名	事業目的	事務内容	主な成果(又は活動)指標等			事務事業の成果等分析		評価									今後の方向性	
								事業目的に対する成果の状況	課題に対する対応状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
保健	7	特定健診、基本健診、人間ドック	内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病の早期発見と、個人の生活習慣の改善によりQOLを高める。生活習慣病の早期発見と重症化予防を行い医療費抑制の一助とする	＜特定健診 集団＞事業者へ委託 実施期間:3日間 ＜特定健診 個別＞古根医院・篠崎医院にて実施 実施期間:6月1日～翌年2月末 ＜基本健診＞特定健診集団と同時実施 対象者:20～39歳の住民 ＜人間ドック＞各医療機関で受診し、健診料の9割(上限45,000円)を助成。令和2年度より、他の助成と重複しないことを要綱に追加。	特定健診受診率 特定保健指導指導実施率	①健診受診者数/対象者数 ②特定保健指導修了者数/対象者数	①50% ②87%	特定健診は前年と比較し、殆ど増減がなかった。後期高齢者のいきいき健診では、対象者が拡大した平成30年度より年々増加し、126名となった。結果説明会では3日間で95人に指導を実施した。今後も健康状態の把握、生活習慣振り返りのための事業を進めていきたい。保健指導は訪問等も積極的に取り入れたことによ	健診受診率向上のため、集団健診への勧奨が今後の課題。	A	A	A	A	A	A	B	A	現行	今後も受診勧奨強化を継続して行い、健康診断受診により、健康意識の向上、疾病等の早期発見を意識し行っていく。	
	8	がん検診	健康状態の確認、疾病の早期発見・早期治療のため	・胃がん検診(35歳以上) ・大腸がん検診(35歳以上) ・子宮がん検診(20歳以上) ・乳がん検診(超音波:30歳以上、40～74歳の人は年度末年齢が奇数)(マンモ:40～74歳の年度末年齢が偶数の人) ・肺がん検診(40～74歳) ・信州クーポン(子宮、マンモ) 個人負担金は委託料の3割程度で設定。国保加入者は国保会計より支出、75歳以上の後期高齢者は保健衛生一般財源より支出し、個人負担金はなし。大腸がん検診は、年度末年齢41、46、51、56、61歳の節目年齢の人は個人負担金を無料。 R1から子宮がん・乳がんは個人負担金を無料。	受診者数 精密検査受診者率	①胃検診 ②大腸検診 ③子宮がん検診 ④乳がん検診 ⑤肺がん検診	①128人14.3% ②386人71.1% ③176人100% ④256人90% ⑤164人72.2%	コロナ感染症のため、感染症対策を行いながら集団検診を実施することができたが、病院での検診が見合わせとなった時期もあり、受診者数の減少に影響したのではないかと。信州クーポンでの乳がん検診受診者数が前年度より減少した。	精密検査者が確実に検査を受けられるよう、受診勧奨の訪問を行い説明をする。信州クーポンでの受診者が増加するよう周知をしていく。	A	A	A	B	B	B	A	A	B	現行	子宮・乳がん検診の集団でのセット検診は、希望者が多く好評である。乳がん検診では、マンモグラフィ検診の受診者が少ない傾向にあるため、対象年齢の人がマンモグラフィ検診を選択してもらえるよう、受診者に分かりやすく案内をしていく。その他のがん検診も現行通り継続する。
	10	精神関係事業	こころの健康を理解し、早期に気づき相談できる体制と地域の環境をつくる。	＜自殺対策関係事業＞ ・講演会の実施。 R2は、社協職員向けにゲートキーパー養成講座を、中学3年生向けにSOSの出し方に関する授業を実施。 ・メンタルチェックシステム「こころの体温計」業務委託(H27～) ・普及啓発事業(心の健康づくり標語入り封筒) ＜家庭訪問・電話相談＞	①講演会開催数 ②参加者数		①中学3年(1回) 社協職員(2回) ②中学生36人 社協28人	H30年度に策定した自殺計画に沿って事業を実施した。SOSの出し方、ゲートキーパー研修会は、コロナ感染症のため、開催時期や密にならないよう工夫することで、中止することなく開催することができた。	コロナ感染症のため、不安の多い中での生活を余儀なくされている。自らの心の異変に気付くことも大切だが、周囲の気付きも大切である。多くの人が自殺について正しい知識を持ち、自殺のサインに気が付けるよう干涉していく必要がある。	A	B	B	B	B	B	B	A	A	現行	
	12	子どもへの関わり方支援	子育て環境の変化により、育児不安の母親・孤立した親子が増えている中で子育て支援の一助とする。子どもたちの健やかな成長・発達を促す。育児相談・指導により子育てに必要な知識を提供する。	1歳教室(対象:1歳児) 2歳半教室(対象:2歳児、3歳児) 目的:子どもへの関わり方について学ぶ場 担当:・保健師・理学療法士・言語聴覚士				子どもの行動の見方を変えるヒントを知り、保護者自身が心に余裕を持つことの大切さや子どものできることに寄りそうことの大切さについて学ぶ機会となった。育児負担の軽減や子育てを楽しむ意欲の向上に繋がっている。	教室の意義について事前に説明を行った。教室開催日の変更・中止が必要となったことで、参加率へ影響が出た可能性がある。										現行	参加率が維持できるように、講座内容の見直しを行っていきたい。
農林	1	農業基盤整備事業	農道や農業用水路を整備し、農作業の効率化や担い手への農地利用集積を促進する。	未舗装農道の簡易舗装や農業用水路等の維持修繕など 令和2年度事業 ・下在地区農業用水路修繕事業 ・農業用水利施設長寿命化計画個別施設計画策定業務	①農道数(うち舗装路線) ②集落数 ③管理組合数		①165(65) ②38 ③3	未舗装農道の舗装は実施計画に沿って実施している。農道、水路の補修については随時行い、農作業の効率化に努めている。	作業効率の向上や維持のための基盤的整備は行っている。中山間地域等直接支払制度を活用している地域では制度を活用して地域での維持管理に努めている。	A	A	B	B	B	A	B	B	A	現行	小規模修繕や草刈りなどの維持管理については農業者や地域住民が協同し実施している。中山間地域等直接支払制度を活用している地域では引き続き制度を活用し、地域での維持管理をさらに進めるよう求めている。 令和2年度に農業用水利施設長寿命化計画の策定が完了したため、修繕の必要がある水路について修繕を実施していく。 今後、民地の農業用施設等の維持修繕費について、受益者負担金の徴収を検討する
	3	体験農園	遊休農地の有効利用として都市住民に利用してもらうよう農地の貸出しを行う。	東・下落・野尻の3体験農園を都市住民との交流を図るため、貸し出しを行い遊休農地の解消と地域の活性化を図る。	体験農園面積 利用者数	①東体験農園 ②下落体験農園 ③野尻体験農園	① 1,673㎡ ② 1,206㎡ ③ 5,554㎡ 3名	募集はしても、アクセスが悪く有害鳥獣などの被害に遭いやすい環境なため、目的にあった利用が難しいことから、利用者は一部の村内者と村のふるさと農業体験講座での利用に留まっている。	コロナ禍の中、村民向けの情報周知のみとなっているが、移住者・退職予定者への体験参加募集PRをしていくとともに、特産品開発へ向けた活動拠点となるよう地域住民参画型の利用方法を検討していく。	B	B	B	B	B	A	B	B	B	見直し	新しい作物の試験栽培や体験入門講座として、体験農園で実施していく。 当初の目的である都市住民との交流はできていないく、村民が農地を利用している。 過去に体験農園を作った経過理由もあるが、村が借地してまで体験農園を維持する必要があるか検討(見直し)する。

係等	No.	事務事業名	事業目的	事務内容	主な成果(又は活動)指標等			事務事業の成果等分析		評価									今後の方向性	
								事業目的に対する成果の状況	課題に対する対応状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
農林	7	有害鳥獣防除(補助金)	年々深刻化する鳥獣被害は農業者の耕作意欲低下を招き、耕作放棄地の増加の一因になっている。住民自身(農業者)に自己防衛の意識を高めるため、防除資材の購入等を補助し被害防除の推進を図る。	・有害鳥獣による農作物の被害対策として、中山間地域直接支払制度地区を除く地域で、電気柵や防除ネット等の資材購入費を補助する。 【有害鳥獣防除対策事業補助金】 補助率等:資材購入費の1/2以内(上限5万円)	地区 利用件数		10地区 17件	農業者の自主防衛のための経費補助として活用されている。	中山間直接支払制度地域を除く地域で個々の農業者の鳥獣による被害防除のため活用され、被害防除対策の一つの手段となっている。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現行	自己防除という意識を強く認識してもらうためのきっかけにもなり、手段も適している事業である。今後も、有害鳥獣防除の講習会を行い、効果的な方法を周知していく。
	8	猟友会	猟友会員の狩猟マナー及び射撃技術の向上に努め狩猟事故の未然防止、有害鳥獣の駆除を行うとともに、会員相互の友好と親睦を図る。	猟友会事務局として文書発送等を行っている。 運営については、村からの交付金と個人会費(第1種7,000円、その他4,000円)により行われている。 狩猟登録事務 射撃講習会を年2回開催	技術向上講習会 会員数		2回 50名	射撃大会を開催し、会員の狩猟に対するマナーや技術の向上に繋げている。会員は有害鳥獣駆除にも従事し、農林産物の被害対策に貢献している。	猟友会の活動は鳥獣害被害対策の一つとなっている。	A			A	A	A		A	A	現行	有害鳥獣被害対策も村と協同して実施していくため継続していく。会員の減少と高齢化による新規会員の確保が必要。
	9	林業生産基盤整備事業	森林整備の効率化を図るため、林道・作業道の維持管理を実施する。	・林道・作業道の維持管理 崩落除去、側溝や路面の整備、沿線の草刈や枝打ち、カーブミラーや注意看板の設置など。 令和2年度事業 ・林道松渕深沢線猿沢1号橋左岸橋台改良工事 ・林道松渕深沢線災害復旧工事	路線数 ①林道 ②作業道 整備実施路線		①25本 ②17本 計42本 12路線	林道への落石除去や路面整備等の基盤整備を行い、森林整備の効率化を図っている。	降雨事後などに林道を点検し落石の除去や洗掘された路面整備、林道沿いに草刈りなど整備を行っている。	A	B	A	A	A	A				現行	林道や作業道は関係者以外の通行は少ないが、森林整備を実施するにあたっては重要な路線であり、現行通り維持していく。橋梁長寿命化計画を作成したので、計画的に修繕等を進めていく。
	10	村有林整備	・村の貴重な財産である村有林を適正に維持管理し、後世に引き継いでいく。 ・国土保全のため、森林が持つ多面的かつ公益的な機能が最大限に発揮できるよう整備する。	【村有林面積】1220.69ha ・村有林の維持管理事業 植栽、下刈、除伐、間伐、獣害防除等 ・公団分収造林地の維持管理事業(受託事業) ・昨年に続き令和2年度は庁舎建設資材調達のため、中尾沢村有林の皆伐事業を実施。	村有林面積 整備面積	①植栽 ②下刈 ③除伐 ④間伐 ⑤枝打ち ⑥獣害防除 ⑦皆伐	1,215ha ①0.07ha ②0.75ha ③15.54ha ④2.71ha ⑤0ha ⑥7.34ha ⑦2ha	植栽、間伐、枝打ちなど事業を実施し、村の財産である村有林の維持管理を行っている。		A	B	A	B	A	A	B		B	現行	土砂流防止や水源涵養など保安林に指定されている村有林も多くあり、森林の多面的かつ公益的機能を最大限に発揮できるよう現行通り事業を実施していく。
	11	森林病虫害対策	森林所有者等の自主防除措置等の適正かつ円滑な実施に資するため。	松くい虫(マツ材線虫病)及び、カシノナガキクイムシ(ブナ科樹木萎凋病)による枯損木の伐倒及び薬品によるくん蒸処理 現在松くい虫は木曽郡北限のため、全木処理(危険個所を除く)。カシノナガキクイムシは村内全域が浸潤地域であることから、公衆用道路等のライフラインに枯損後影響を与える恐れのある箇所を基本として処理を行っている。	防除数量/防除計画	①松くい虫 ②カシノナガキクイムシ	①18.5㎡/30㎡ ②15.4㎡/20㎡	松くい虫は、大桑村が木曽郡の北限のため全木処理を行い被害を食い止めている。カシノナガキクイムシは、村内が浸潤区域であることから、人的被害の発生が考えられる箇所を基本とし処理を行っている。		A	A	A	A	A	A			B	現行	協議会等で、新たな技術・方法等を検討し継続して進める。
	12	ヒノキを奏でる里づくり事業	村の主樹種であるヒノキの間伐材を利用した楽器等の製作・演奏活動を通して大桑村の情報発信と活動を通して地域づくりを進める。	山に切捨てられていたヒノキの間伐材の有効利用と、楽しみながら林業に従事できるよう、間伐材を利用した楽器製作と演奏活動を行う。 楽器制作者が村内外で活動することで大桑村の情報発信と地域づくりへつなげる。製作する楽器はヒノキ三味線、アルプホルン、コカリナ。 各グループは自主的に活動しており、村は活動の事務を補助している。	製作人数 活動人数	①ヒノキ三味線 ②アルプホルン ③コカリナ(小学3年生)	①0 ②0 ③24 ①10 ②23 ③24	コロナ禍でイベントが中止になり、活動は減少傾向ではあるが、小学生のコカリナ教室は継続して実施。	三味線、アルプホルンについては、活動の機会が減少している。コカリナ演奏は学校の音楽会等での演奏をすすめている	A	B	A	A	A	A	A	A	A	見直し	コロナ禍で活動の機会は減少傾向にあるが、通年として継続して活動予定。 コロナ禍により三味線、アルプホルンの活動ができていない。今後の活動も、会員の高齢化と新規会員の不足により再開が難しい状態。 三味線、アルプホルンの製作も数年行われていない。 見直しが必要な時期に来ている。
	13	育樹・植樹祭	住民や下流域に住む人に育樹・植樹体験を通じて森林の持つ機能の大切さや森林整備の必要性を啓発し、緑豊かで住み良い郷土づくりを推進する。	・大桑村・木曽森林管理署南木曽支署と合同で植樹祭を開催。 ・大桑村と提携を結んでいる木曽川下流域の北名古屋市民や日間賀島観光協会役員を招待し、森林の持つ機能や森林整備の大切さを下流域に住む人たちに知ってもらう機会としている。 ・村有林での植栽活動など森林整備の実施と、児童・生徒を対象にした森林教室を実施 ・令和2年度はコロナの影響により中止	参加人数		0 コロナにより中止	村民をはじめ下流域住民へ森林の持つ機能の大切さや森林整備の必要性を感じてもらう機会となっている。	村内からは小中学生のみどりの少年団や記念婚などを迎える人を、木曽川の下流域からは友好都市の住民など多くの人が参加しており、森林機能などについて関心を持つ機会となっている。	A	B	A	A	A	B	A		B	見直し	育樹、植樹活動を通して森林機能の大切さ、整備の必要性について啓発していく機会とする。 今後の植樹祭の目的を明確にして、規模の縮小を検討したい。(小中学生の木育推進等)現在、多くの住民(企業)等に参加していただいているが、動員によるもので自主的ではない。森林管理署からも合同植樹祭を廃止したい意向がある。
商工観光	1	商工会助成	商工会との連携を図り、商工業の振興及び村の活性化に向けた各種活動の活発化を促進します。	・商工会助成金 ・経営発達支援計画の策定及び共同申請による商工会と連携した企業支援	事業所数		144	制度の活用により、中小企業の経営安定化につながっている。		A	A	A	A	A	A	A	A		現行	令和2年度、商工会が策定する経営発達支援計画を村が共同で申請した。今後は商工会との連携を強化しBCP計画の策定支援など企業支援に取り組む必要がある。

係等	No.	事務事業名	事業目的	事務内容	主な成果(又は活動)指標等			事務事業の成果等分析		評価									今後の方向性	
								事業目的に対する成果の状況	課題に対する対応状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
商工 観光	2	企業支援	国・県の融資制度及び村の中小企業融資制度の周知と活用促進に努め、事業経営の安定化を促します。	・中小企業振興資金借入信用保証協会(細々節) ・中小企業者の資金借入に伴う保証料の一部または全部を村が信用保証協会へ支払う。 令和2年度は保証料の一部を地方創生臨時交付金に充てている。	申請件数/事業所数		7件/144	制度の活用により、中小企業の経営安定化につながっている。	商工会会員ではない事業者への周知手段として金融機関との連携が今後必要である。	A	A	A	A	A	A	A	A		現行	国や県、村の融資制度は低利かつ保証付のため借入枠の拡大などメリットが大きく、事業者の支援につながる事業のため、継続すべきである。
	4	木曽ふれあいの郷管理委託	「木曽ふれあいの郷」の管理を塚原緑地研究所に委託し、民間の能力の活用と管理費用の節減を図る。	・指定管理期間: H28～R2 指定管理者: 塚原緑地研究所 委託料: 21, 623千円 修繕料: 1, 211千円 保険料: 280千円 使用料: 3, 192千円	A: 利用者数 B: 総売上		A: 10,844人 B: 50,451千円	民間事業者への委託により、事務の効率化が図られている。	施設の老朽化に伴う修繕については指定管理者との協議や右岸道路の開通を見据えながら計画的に検討していく。	A	B	A	B	B	B	B	B		現行	令和2年度をもって指定管理期間の5年が経過した。次年度以降は新しい指定管理者による運営となるが新型コロナウイルス対策を講じながら集客対策を指導していく。
	5	のぞきど森林公園	自然環境の優れた森林を保護するとともにその利用促進を図り、村民や都市住民の保健休養に資する。	・施設概要 バンガロー 23棟 ケビン 4棟 オートキャンプ場 22区画 ブルーベリー採取園 ・管理体制 宿日直(職員及び臨時職員)1名常駐 公園管理 シルバー人材センター委託 つつじ園整備 シルバー人材センター委託 ・開園期間 4月第4土曜日から5月第4日曜日 7月第2土曜日から9月最終日曜日 ※令和2年度前期営業中止	利用者数		1,258人	令和2年度からネット予約を導入した結果、一部施設の利用促進は、進んでいる。	ネット予約による新規利用客を確保し、地域おこし協力隊によるイベント開催などリピーターの獲得や村民への還元を検討していく。	B	B	B	B	B	B	B	B	C	見直し	地域おこし協力隊の活用や指定管理者制度の導入を含め、行政の関与の仕方について検討が必要。
	6	森の里の秋まつり	・観光客と村民に大桑村の秋の魅力を楽しんでもらう場と文化発表の場を提供。	森の里の秋まつりの開催に要する経費 運営は森の里の秋まつり実行委員会 ≪村支出分≫ ・観光一般経費 イベント交付金(観光一般) ・商工業振興費 ポスター・チラシ、新聞折込手数料 設営機器借上 シャトルバス借上 例年は上記の費用を計上し実施しているが令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため代替イベントとして終息祈願花火の打ち上げを実施。	A: イベント機器 B: ポスター・チラシ作成 C: バス 入込客数		－	大桑村の秋の魅力を発信する場となっており、村内外から多くの人が訪れている。	中高生の参加や村内企業の関連した事業者など幅を広げている	B	A	B	B	C	B	B	A	C	見直し	現在、イベントに多くの村内企業及び住民参加があるものの毎年実施する内容が大きく変わることがなくマンネリ化している。新規出展者の取り込みや出展企業(森林管理署や関西電力など)と連携を取りながら住民参画の手段を検討して実施する必要がある。
	7	観光地整備	・阿寺溪谷内の自然環境保全と環境美化 ・登山者の安全確保等・遊歩道の整備	・阿寺溪谷管理経費 委託料: 4, 929千円 ・阿寺溪谷管理経費 修繕料: 580千円 ・阿寺溪谷管理経費 使用料: 695千円 ・観光一般経費 委託料: 178千円	事業費／入込客数		阿寺 39,400人 越百山 2,500人 (観光地利用者統計) 9,399/41,900	観光地の安全確保と環境美化につながっている。	阿寺溪谷周辺の交通渋滞や事故などの防止のため、臨時駐車場の設置や警備員の配置、民間事業者によるシャトルバスの運行など、安全を確保することができた。	A	C	B	B	B	B	C	C	C	現行	観光客の安全確保をするため、ボランティアや各種関係機関と連携・協力しながら実施する必要がある。
8	道の駅管理	道路利用者や地域のための休憩機能や情報発信、防災拠点などの機能を併せ持つ休憩施設「道の駅」の管理 村の自然・農林業資源とを組み合わせ活用することで、着地型観光の展開を図ります。	・需用費(修繕含む): 1,587千円 ・役務費: 423千円 ・委託料: 2,908千円 ・使用料及び賃借料: 795千円 (合計): 5,713千円 ※災害時の緊急消防援助隊の集結場所にもなっている。 ※平成30年(2018年)3月より木曽地域振興(株)が指定管理者。 ※電気自動車急速充電器に係る補助金及び建物賃付料の収入有	1日当たりの委託経費	事業費(千円)／365日	6,085/365	道の駅を利用する観光客からの意見要望を聞くことができ、ニーズを把握することができる。	道の駅の防災拠点としての役割が高まってきたから、飯田国道事務所と災害時の協定を締結し連携を高めている。	A	A	A	A	A	B	B		B	現行	郡内に道の駅が増え、競争率が激しくなっており、また防災拠点としての役割を担っているため、利用者が快適に利用できるよう施設の維持管理は必要である。 大桑村の地場産業推進・情報の拠点として改善も必要である。 指定管理者と連携し、利用者のニーズも把握しながら計画的な施設改修計画が必要である。 広域で主催する物産展や観光PRイベントへの参加やパンフレット・ポスターの作成は村をPRするためには必要である。 地域おこし協力隊によるPR活動やSNS発信により村の宣伝を増強したい。	
9	観光PR	・観光宣伝を推進するとともに、情報発信により誘客を図る。 ・物産展や観光PRイベントの参加や	・観光マップ修正・増刷: 766千円 ・物産展、観光PRイベントへの参加: ー千円 ・観光HP等の更新 ・広域的な組織への会費や負担金等: 4,129千円 ※大桑村観光協会(イベント含む)への交付金除く	観光地利用者延べ数		46,000	観光情報発信が誘客には繋がっている。	観光協会ホームページ等のインターネット媒体の随時更新、各種パンフレットの更新を行っている。また、SNSの活用し住民参画を広げたい。	A	C	B	A	C	B	C		C	見直し		

係等	No.	事務事業名	事業目的	事務内容	主な成果(又は活動)指標等			事務事業の成果等分析		評価									今後の方向性
								事業目的に対する成果の状況	課題に対する対応状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
商工 観光		10 雇用対策	企業立地・留置の支援等を通じて雇用の場の確保を目指すほか、ハローワークなどの関係機関との連携や広域的連携のもと、求人情報の提供や求人冊子の作成・配布、就職面接会への村内企業の参加促進、企業紹介の充実を図り、若者の地元就職及び女性・高齢者・障がい者の雇用を促進します。	・中津川地域雇用対策事業協議会負担金 高等学校産業視察:中津川市の企業視察 蘇南高校実施 高等学校求人一覧冊子の作成、配布 蘇南高校及び木曽青峰高校 ※中津川市の事業として実施 ・木曽地区雇用対策推進協議会 ・村独自 大桑中学校2年生を対象に村内の企業紹介。R3年度も実施予定	求人冊子作成配布		蘇南高校:50冊 木曽青峰高校:10冊	就職活動の資料として参考になっている。	中津川地域雇用対策事業協議会での会議、意見交換を実施している。	A	B	A	B	B	A	A		現行	将来世代のUターンを増やすために雇用対策は行う必要であり、継続して行う。今後は移住者などのIターン者への対応にも取り組んでいく必要がある
建設 住宅		5 道路河川整備事業交付金	地域住民が自発的に行う道路・河川整備事業に対して経費を助成し、協働の意識醸成を促進する。	住民で組織された団体が実施する作業に要する経費 ①道路整備:集落間道路の草刈り等 ②河川整備:河川の草刈り等 ・作業従事者10人以上 ・交付金額:人数により10,000～上限50,000円 ・1団体年1回を限度 ・他から交付金が交付されている団体地区は対象外	①交付団体数 ②作業従事者数		① 5団体 ②100人	毎年ほぼ同数の団体による作業は継続されており、一定の成果は上がっている。 R2年度はコロナ禍により、活動自粛した団体があった。	・集落内の道路整備は地域の共助で行うことを原則とし、平成18年度から交付対象を「集落間道路」とした。	A	A	A	A	A	A	A	A	現行	・集落内道路を交付対象外としたことで作業実績に対する不公平感は薄れ、協働意識の醸成にも引き続き効果があると思われるが、地域によって住民意識に温度差があるのも事実。 ・共助に対する住民意識を高めるきっかけとしての制度としてとらえると、ある程度住民に共助意識が浸透した段階で事業のあり方を検討すべきと考えられる。協働のむらづくりの観点からも総合的に検討する必要がある。 ・地域によっては、年に複数回整備を実施しており、助成金交付回数の増も検討が必要である。
上下 水道		6 合併処理浄化槽設置整備	公共水域の水質保全、生活環境及び公衆衛生の向上を図る。	下水道事業(公共下水道、農業集落排水施設)区域外の合併処理浄化槽設置希望者に補助金を交付する。 補助額 5人槽:332千円 6～7人槽:414千円 8～10人槽:548千円 11～20人槽:939千円 21～30人槽:990千円 31～50人槽:990千円	対象区域内普及率	処理人口/対象区域人口	624/753 82.9%	対象区域の水洗化率が前年度比0.7%向上した。	合併処理浄化槽未設置の住宅に関しては、引き続き水洗化への呼びかけを行っていく。	A	A	A	B	B	A	A	A	現行	今後、老朽化した合併処理浄化槽の入れ替え件数が増加してくると推測される。引き続き浄化槽管理者へ適正な維持管理を周知していく。
総務 学校		4 外国語指導助手(ALT)	中学生の外国語能力の向上と、過疎地域である当村では国際交流や異文化を体験する機会が少ないため、外国語指導等を行う外国青年を招致することで中学生、小学生、保育園児、住民にその機会を作る。	JETプログラムより派遣 1名 中学校の外国語授業の補助 外国語教材作成補助 外国語教員に対する現職研修への補助 保育園・小学校への国際交流訪問 社会教育における英会話教室開催	勤務日数 ①中学校 ②小学校 ③保育園 ④社会教育		①96 ②65 ③13 ④42											現行	令和2年度から英語教育が小学校4学年から開始されたため、姉妹都市からALTを招致できるように民間委託契約を行う予定であるが、新型コロナウイルスの関係で延期となっている。来日可能になり次第、ALTを2名配置することにより、より充実した英語教育を行っていく。
		10 育英基金	経済的理由により就学が困難な学生を支援し、就学の機会を得られるようにする。	・貸付金額(月額) 大学・短大 3万5千円 高専 2万5千円 高校 1万5千円 ・所得制限 保護者年間所得 700万円以下 ・償還期間 卒業1年後から貸付期間の2倍以内	①新規利用者 ②継続利用者 ③貸付金額 ④一部免除者		①7人 ②16人 ③10,080千円 ④5人	家庭の経済状況により進路に展望を持ってない学生を作らないため十分活用され成果を上げている。	例年10人程度の応募があり、就学に活用されている。	A	A	A	A	A	A	A		現行	平成27年度から若年層の定住促進を目的に、償還期間中に居住する人を対象に償還金の一部を免除する制度を設け、さらに有効利用されるよう取り組んでいる。
		13 資料館	大桑村の歴史・文化にかかわる資料等を収集整理し、これを保存展示するとともに、収集した資料に関する調査研究と教育普及活動を行い、村民の文化の向上と来村者が大桑村の歴史と文化を知る場とする。	・村歴史資料の保存展示 ・入館料 大人200円(20人以上団体150円) 小人100円 ・12/1～2/末日は閉館 ・特別展の開催 H27増改築工事実施 H28リニューアルオープン	1日当たりの利用者数		1,072/212 5.1人	企画展等のイベントを行うことにより、多くの人が来館している。	特別展と体験教室を開催し、誘客を図った。常設展示の見直しをし、新たな展示を行った。	A	B	A	A	A	B	B	A	現行	歴史的に貴重な資料を展示する施設として今後も継続していく。

係等	No.	事務事業名	事業目的	事務内容	主な成果(又は活動)指標等	事務事業の成果等分析		評価									今後の方向性	
						事業目的に対する成果の状況	課題に対する対応状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
子育て支援		5 放課後子ども教室	放課後の子どもたちの安全で安心していられる場所の確保	共働き世帯、ひとり親世帯への子育て支援として、放課後及び学校の長期休暇時の預かりを実施 ・開催場所 大桑小学校内(子ども教室・体育館・多目的ホール・中庭・校庭) ・内容 安全に預かりができるように2人の安全管理員を配置し、児童の様子を見守る	①1日当たりの利用者 ①年間利用人数／開設日 ②年間利用登録人数 11.1人/日	①2,440/220 ②68 11.1人/日	放課後や長期休業中の子どもたちの居場所として重要であり、異学年との交流や体験の場として有効である。	早下校と長期休業中の子どもへの過ごし方については検討事項とされている。木曽郡の連絡会での情報交換から、安全管理員とともに内容を検討していきたい。	A	A	A	A	A	B	B	B	A	現行 ・核家族化・共働き家庭の一般化やひとり親家庭の増加など、社会構造が変化する中、安心して働き、子育てと仕事の両立を希望する保護者を支援するために継続が必要な事業。
		6 子育て支援センター	保育園未就園児の母子が健全で安らかな生活を営むことができるよう子育てを支援する。	保育園に子育て支援センターを併設 開設日 月曜日～金曜日 時 間 8:30～17:00 (12:00～13:00閉所) 内 容 子育てに関する相談、助言、情報提供 親子が交流する場の提供 児童(0～2歳)の一時預かり 育児ママリフレッシュ保育の実施 各種教室、講座の開催 ショートステイ	①開設日数 ②登録世帯数 1日当りの利用者数	①247日 ②56世帯 14.0人	個々のケースに適切に対応できるように、相談事業の充実を図ることで、相談件数も増加している。 交流の場の提供や、各種講座の開催により、保護者の子育てに関する負担や不安、孤立感を和らげることができている。	子育て支援センターの利用者増加により、施設が手狭になってきている。他の施設も活用しながら内容の充実を図る。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現行 ・子どもの育ちと子育てを支える拠点として、今後も現行どおり継続する。 ・令和3年4月から子育て世代包括支援センター(保健センター内)設置、主体は子ども教育係から保健係に変更となる。
生涯学習		1 生涯学習講座	村民が、地域・家庭で生きがいを持ち充実した社会生活が送ることが出来る生涯学習社会の実現	・大人の学習活動の場・機会の提供 ・学習活動の整備充実 ・自主的な学習活動の支援 ・記録集の発行 ・広報の発行 ・資料館を活用した企画の充実 ・生涯学習教室を通じた交流イベント	開催講座数 参加者数	①趣味の講座 ②教養講座 ③健康づくり講座 ④青少年・子育て ⑤特別講座 ①13教室 116人 ②5 75人 ③5 86人 ④4 209人 ⑤6 975人	村民の生きがいづくりを重点に事業を実施。多くの住民が参画し生きがいづくりに繋がっている。 また住民主体で運営している教室も多数。コロナ禍ではあるが感染症対策をしながら講座を開催した。	広報「まなびましよう」の回覧、村広報・HPへの掲載、各分館掲示板での掲示、ごひいき倶楽部会員への配布。また感染症拡大状況に応じて各講座へ情報提供を行った。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現行 住民への情報発信を徹底し、住民の要望に沿った企画を取り入れることにより、幅広い世代の住民が集い交流できる生涯学習講座を開催して。
		2 子ども交流セミナー	青少年の健全育成。子ども達の友好親善を深めるとともに、自主性、創造性を養う。	大桑村を緑の休暇村に指定している北名古屋市との交流事業の一環として、各町村小学校6年生の交流会を実施。 (交流内容) 【7月:大桑村交流会】:中止 大桑の歴史探索、のぞきど森林公園のキャンプなどを実施 2泊3日 【10月:北名古屋市交流会】:中止 明治村や名古屋市科学館などの見学 1泊2日	児童の参加率	児童の参加人数/募集人員 0/20	新型コロナウイルス感染症拡大対策のため事業中止											現行 今後、新型コロナウイルス感染症の状況を確認しながら、北名古屋市と協議しオンライン等を活用した開催方法を検討する。収束後は従来通りの交流とする。
		3 子ども専用釣場設置事業	釣りを通じて小中学生の情操教育の場をつくり、健全な青少年の育成を図る。	・運営協議会の開催(村・漁協・PTA・河川住民代表) ・上田沢・サヨリ沢を子ども専用釣河川に指定し、協議会で運営 ・協議会へ補助金交付 ・川開き(開会式)の開催:中止 ・小学校PTAマスカみ大会補助:中止 ・魚の放流(春・夏)	子どもの参加率	参加者数/15歳までの人口 計測不能(開会式中止のため)	効果の指標として小学生1人あたりの投入コストとしているが、未就学児・中学生・保護者の参加もあり、事業の効率目的に対し一定の成果をあげている。	児童生徒数は減少しているが、教育委員会、漁協、学校、地域の関係機関が協力して実施している。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現行 子ども釣り河川の実施が郡内3カ所のみであることや、自然の中で親子でふれあう貴重な機会になっていること等を踏まえ、今後も継続し村・漁業協同組合・小中PTA・地区が連携し実施していく。 開会式の開催は不透明な状況だが、竿の貸出等子どもが釣りを通じて体験できる環境を整え
		4 成人式	次代を担う成人者を激励・祝福し、地域・社会の責任ある一員としての自覚をする機会とする。	成人式の開催 毎年8月14日 成人式を企画・運営する実行委員会の開催(実行委員は村内在住の成人者) 成人者への記念品贈呈 祝賀アトラクションの開催 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため次年度へ延期	成人式参加率	参加者/成人者 0/59	新型コロナウイルス感染症拡大対策のため次年度へ延期											A
	6 社会教育団体育成	文化・青少年育成活動の支援	【補助金交付内訳】 馬頭太鼓 30,000円 大桑村文化協会 40,000円 計 70,000円	補助金交付団体数	2	文化協会は、村の各種文化団体を統括し村の文化活動の基盤となる団体として活動している。 馬頭子ども太鼓については、青少年育成活動支援として補助金を交付し、一定の成果を上げている。	地域の文化継承と活性化に繋がるよう継続して支援していく。	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	現行 各団体の活動状況を把握し、必要な支援を継続していく。 馬頭子ども太鼓は令和3年度から活動休止。
	8 公民館活動	地域コミュニティ活動の推進・社会教育、生涯学習の推進	・公民館活動の推進 公民館長の設置 分館長・主事会議の開催 分館対抗スポーツ大会の開催 公民館研究集会の開催 夜桜まつりの共催 食生活改善の推進 県、郡公民館の活動 なんでも体験わくわく隊共催 ゴールデンシュー運動後援	研修等の参加	①郡公民館大会参加 ②公民館研究集会参加 ③明日を語る集い ④分館対抗スポーツ大会 ①16人 ②42人 ③中止 ④中止	コロナ禍で、活動に制限があるが、地域コミュニティ活動の拠点として欠かせない活動として地域に根差している。	公民館活動の推進には、各分館長・主事との連携が必須。また本館事業の推進・運営には住民のニーズが幅広く反映できるようにしている。 今後も、地域のコミュニティ活動の拠点としての役割が果たせるよう企画・サポート等を行っていく。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現行 公民館活動は、地域文化の伝承、地域コミュニティーに欠かせない場であり、地域活性化の基本であるため現行どおり継続。公民館のあり方については、公民館を取り巻く社会的な状況も考慮し検討していく必要がある。今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら地域のコミュニティ活動の拠点としての役割が果たせるよう企画・サポート等を行っていく。

係等	No.	事務事業名	事業目的	事務内容	主な成果（又は活動）指標等			事務事業の成果等分析		評価									今後の方向性		
								事業目的に対する成果の状況	課題に対する対応状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			
生涯学習	9	公民館図書	情報の提供と学習環境の整備	・図書室の開放・整備 ・図書の購入 ・図書情報の提供 ・新庁舎図書館検討委員会の開催	①利用者 ②利用冊数	①年間利用人数 ②年間利用冊数	①1,327 4人/日 ②3,355 10冊/日	コロナ禍で利用者数、利用冊数は増加、図書の貸し出し、学習の場として目的の成果を十分に果たしている。	利用者ニーズを把握して図書を購入し、図書室内整備を進めている。また図書を借りられやすいように棚配置等の変更を行い、新刊図書のお知らせ等も工夫している。新図書館開設に向けて図書館長、司書の働く環境を整えた。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	拡大	住民ニーズが高く、幅広い世代の学びの場・交流の場・情報収集の場である。 今後は、新庁舎図書館への移行を考慮し本の購入を行う。また、図書館開館に向けて現公民館図書室のあり方など図書館長・司書を中心に話し合いを進める。	
	13	体育協会	各種スポーツ団体を育成し、村のスポーツの振興を図り、明るく豊かな村づくりに寄与する。	・組織体制 会長1名、副会長1名、監事2名、理事29名 ・構成団体14部 各部に部長1名、副部長1～2名 ・事務局 教育委員会 ・郡総合体育大会（各種目）参加 ・各種競技大会参加	構成団体数		14	郡総合体育大会への補助として参加費・旅費、活動支援として消耗品・登録料などを補助している。各部が各種競技を通じてスポーツの振興を図り、事業目的に沿って活動し一定の成果を上げている。	各部とも部員数の減少・高齢化が課題である。これまでの体育協会の活動を継続しながらも、次世代育成に力を入れていく	A	A	A	A	B	A	B	A	A	現行	スポーツに対する住民の意識が多様化していく中、今までの活動を継続しながら、次世代の活動を支援していけるようなニーズの把握・支援・運営方法を検討していく。 また、中学校社会体育活動団体が独立して活動できるよう、体育協会予算の枠組みを一部変更し、補助を行う方向で取組みが進んでいる。	
	14	少年等スポーツ教室	スポーツを通じた青少年の健全育成	・児童・生徒を対象にしたスポーツ教室へ補助金交付 ・交付対象教室 ＜小中学生対象＞ 相撲教室、剣道教室、陸上教室 ＜小学生のみ対象＞ Jrサッカー教室、Jrバレーボール教室、Jrバスケットボール教室	対象事業数 参加者数		6 小中対象 129人 小対象 47人	スポーツに関わる児童・生徒は多い。参加率からも一定の成果は出ている	スポーツ教室の事業支援・指導者育成は青少年健全育成に大きく寄与しているため、引き続き支援していく	A	A	A	A	A	A	A	A	A	見直し	青少年の健全育成に大きな役割を担っている。各教室に対する支援は継続して実施する。教室によっては、指導者不足と後継者の育成が課題。 今後、中学校社会体育活動と部活動が区別化がされていく中、スポーツ教室活動は社会体育活動の受け皿として必須。	
	15	3地区体育祭	住民の体力増進と地域交流・活性	須原・中部・野尻地区体育祭の開催に対する交付金の交付	開催数 参加者数		0 0	新型コロナウイルス感染症拡大対策のため事業中止												見直し	今後、感染症対策や新しい生活様式が広がる中で、地区のスポーツ活動がどの程度できるか状況を見ながら判断していく必要がある。また本館事業として3地区体育祭を1つに統合することも一つの案として検討する必要がある。
	17	人権教育	幅広い世代へ人権教育の場を提供し、人権に対する理解を深める	・福祉健康課と共催し、小・中学校や社会福祉協議会とも連携を取りながら実施。	講演会回数		中止	新型コロナウイルス感染症拡大対策のため事業中止												現行	現在行っている人権講演会を中心に、他の手段も検討しながら幅広い世代に普及啓発し理解を深める場の提供を継続していく

※全189事業のうち、任意事務(内部・管理的な事務を除く)76事業を抽出

・評価(※)の①～⑨の項目は右のとおりです。A～Dの考え方については1、2ページをご覧ください。 なお、事業によっては①～⑨の項目で評価することができない(該当しない)と思われる項目は、評価シート作成者の判断により空欄となっています。	・妥当性:①行政が関与すべきか ②住民ニーズは高いか ③目的・対象は妥当か ・有効性:④事業の効果があるか ⑤成果向上の可能性 ・効率性:⑥手段は最適か ⑦低コスト・効率化 ⑧受益者負担は適正か ・協働性:⑨住民参画	全76事業 「見直し」15事業 「現行どおり」59事業 「拡大」2事業 「縮小」0事業 「休・廃止」0事業
--	---	--